

ピンクシャツデー2021 神奈川推進委員会規約

(目的及び名称等)

第1条 「多様性を認め合い、共に生きるいじめのない神奈川、いじめの傍観者にならない神奈川」の実現に向け、「ピンクシャツデー2021 in 神奈川」の取組みを社会に発信し、広く普及することを目的として、「ピンクシャツデー2021 神奈川推進委員会」(以下「推進委員会」という。) を組織する。

2 推進委員会の設置は、「ピンクシャツデー2021 in 神奈川」の事業を終了し、事業報告及び収支決算の審議を終了する時までとする。

(事業)

第2条 推進委員会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- (1) 「ピンクシャツデー2021 in 神奈川」の企画、運営等に関すること。
- (2) 「ピンクシャツデー」の普及に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要と認められる事項に関すること。

(構成)

第3条 推進委員会は、第1条の目的に賛同し、第2条の事業に参画する意志を有する者により構成する。ただし、政治、宗教、自己の利益その他の私益を意図して参加することはできない。

(役員及び職務)

第4条 推進委員会には、代表推進委員、副代表推進委員及び監事を置くほか、特別推進委員を置くことができる。

- 2 代表推進委員は、委員の互選により決定する。
- 3 副代表推進委員及び監事は、代表推進委員が指名する。
- 4 代表推進委員は、推進委員会を代表し、会務を総括する。
- 5 副代表推進委員は、代表推進委員を補佐し、代表推進委員に事故があるとき、又は代表推進委員が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 監事は、推進委員会の業務を監査する。
- 7 特別推進委員は、専門的見地、幅広い視点から会務に助言するほか、取組みの強い推進力となるなど、第2条の事業の進捗を図るため、必要に応じ代表推進委員が指名する。
- 8 役員の任期は、推進委員会の解散の時までとする。

(特別顧問等)

第5条 推進委員会に、取組みの効果的な展開を図るため、次に掲げる特別顧問、参与及びオブザーバーを置くことができる。

- (1) 特別顧問は、県民に広く知られる存在で、その知名度と信用力をもって取組み普及の象徴となる。
- (2) 参与は、各界の責任ある立場等にあって、事業者等への普及の支えとなる。
- (3) オブザーバーは、関係行政部門等の職員等で、次条の会議への出席等を通じて助言、提言を行う。

(会議)

- 第6条 会議は、必要に応じ隨時開催する。
- 2 会議は、代表推進委員が招集する。
 - 3 会議は、委員の過半数（委員総数が20名以上の場合には11名以上）の出席（委任状及び委員指名の代理出席含む）をもって成立する。
 - 4 会議は、集合開催を基本とするが、テレビ会議システムやメール等の電磁的方法、書面によることもできる。
 - 5 代表推進委員は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
 - 6 次に掲げる項目は、会議で承認を得なければならない。
 - (1) 事業計画及び収支予算
 - (2) 事業報告及び収支決算
 - (3) 特別顧問、参与及びオブザーバーの設置
 - (4) 委員の追加

(経費)

- 第7条 第2条に掲げる事項に要する経費は、協賛金及びピンクシャツデーグッズの販売収入等ピンクシャツデーの取組みによる収入もって充てる。
- 2 事業終了後、余剰金は、次年度のピンクシャツデーの取組みに充てるほか、認定特定非営利活動法人神奈川子ども未来ファンド（以下「神奈川子ども未来ファンド」という。）が実施するいじめ防止等の取組み及び神奈川県内のNPO助成（課題助成「いじめ・貧困・児童虐待防止」枠）等に活用することとする。

(事務局)

- 第8条 推進委員会の事務は、神奈川子ども未来ファンドにおいて行う。

(雑則)

- 第9条 この規約に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、会議で協議する。

附則 この規約は、令和2年11月2日から施行する。